

2023年7月20日

各位

会社名 株式会社カイオム・バイオサイエンス  
代表者名 代表取締役社長 小林 茂  
(コード: 4583 東証グロース)  
問合せ先 取締役 経営企画室長 美女平 在彦  
(TEL. 03-6383-3746)

### 第三者割当てによる第19回及び第20回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年7月4日開催の取締役会において決議した、グロース・キャピタル株式会社（以下「グロース・キャピタル」といいます。）及びパークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「パークレイズ・バンク」といい、グロース・キャピタルとあわせて、個別に又は総称して「割当先」といいます。）を割当先とする第19回及び第20回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日、発行価額の総額（13,493,040円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2023年7月4日公表の「第三者割当てによる第19回及び第20回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに第三者割当契約等の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2023年7月20日
(2) 発行新株予約権数	96,840個 第19回新株予約権 64,560個 第20回新株予約権 32,280個
(3) 発 行 価 額	総額 13,493,040円（第19回新株予約権1個当たり171円、第20回新株予約権1個当たり76円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：9,684,000株（新株予約権1個につき100株） 第19回新株予約権 6,456,000株 第20回新株予約権 3,228,000株 本新株予約権について上限行使価額はありません。 第19回新株予約権の下限行使価額は114円、第20回新株予約権の下限行使価額は124円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は9,684,000株です。
(5) 資金調達額	1,931,609,040円（差引手取概算額）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第19回新株予約権 175円 第20回新株予約権 247円 第19回新株予約権の行使価額は、第19回新株予約権の各行使請求の効力発生日に、かかる効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の92%に相当する金額に修正されます。 また、第20回新株予約権については、発行時点の状態では行使価額の修正は行われませんが、当社取締役会により修正に係る決定が

	<p>なされた場合、行使価額の修正が行われることとなります。かかる決定がなされた場合、行使価額は、当該決定がなされた日の翌取引日以降、第 20 回新株予約権の各行使請求の効力発生日に、かかる効力発生日の直前取引日の終値の 92%に相当する金額に修正されます。</p> <p>但し、いずれの場合においても、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法によります。
(8) 行使期間	2023年7月21日から2025年7月22日
(9) 割当先	<p>第三者割当ての方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>第 19 回新株予約権：グロース・キャピタル 第 20 回新株予約権：パークレイズ・バンク</p>
(10) その他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権に関する第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結しております。本第三者割当契約においては、以下の内容が定められております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社が、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること</li> <li>・ 本新株予約権の譲渡（但し、第 20 回新株予約権については、パークレイズ・バンクの関連会社（パークレイズ・バンクの直接又は間接の子会社及び親会社（最上位の持株会社を含みます。）並びにかかる親会社の直接又は間接の子会社をいいます。）以外の者への譲渡）の際に当社取締役会の承認が必要であること</li> </ul> <p>上記のほか、本第三者割当契約においては、本新株予約権に関するロックアップに係る条項が定められております。</p> <p>また、当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結しております。本覚書において、以下の内容が定められております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割当先は、本新株予約権の割当日から 1 年を経過した日以降で、終値が下限行使価額を下回った場合には、当社に対し、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、割当先が保有する本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができること</li> </ul> <p>上記のほか、本覚書には、本新株予約権の行使に係る条件も定められております。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上